

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市農業経営基盤強化資金利子助成金
補助の区分	利子補給金
補助の概要	効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造の確立を図るため、日本政策金融公庫資金を借り入れる農業者で、あらかじめ県知事の承認を得たものに利子助成金を交付する。
補助事業者	佐渡農業協同組合
補助対象経費	平成24年3月31日までに貸付決定が行われた農業経営基盤強化資金に対する利子
類似補助の有無	無
	○同種の補助金の統合検討
補助金額（定額、上限、下限等）	①（日本政策金融公庫の貸付金利－実質金利）／2×1/3 ②（日本政策金融公庫の貸付金利－長期金融協会による利子助成率）×1/3
	○少額（5万円以下）補助金の理由
補助率等	県要綱の定めによる。
	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
数値目標等	B 数値化不可
	○目標に対する費用対効果（計算式）
	算出不可
	○目標を数値化できない理由及び他の評価方法 農業者の負担軽減のために実施するものであり数値目標、費用対効果は算出できない。
補助制度開始	平成30年4月1日
見直し時期	令和8年9月30日
補助終期	令和10年3月31日
	○終期の設定が3年を超える場合の理由 最終償還日の2027年度（繰上げ償還を行った場合はこの限りでない。）をもって廃止する。
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段） 平成24年3月31日までに融資を受けた農業者が対象となるため新規募集はしない。
事業担当 （担当部署） （電話番号）	農林水産部農業政策課農業企画係
	0259-63-5117